

成年後見制度等利用届のご案内

賃借人が後見・保佐・補助開始のいずれかの審判を受けたとき、または任意後見契約の効力が生じたときに届出るものです。

【確認事項】

① 公社からの郵便物（家賃改定通知書等）は、今後後見人等に送付いたします。

【提出書類】

■ 成年後見制度等利用届

[添付書類]

■	登記事項証明書	成年後見等に係るもの (2000年<平成12年>4月1日以降の制度利用者)	いずれか1つ
	登記簿謄本	2000年<平成12年>3月31日以前から制度利用者であり 法務局に対し登記移転の申請を行っていないもの	

👉 注意事項

- * 管理事務所または窓口センターに来所される際は、本人確認できる書類をお持ちください。
- * 提出いただいた書類は返却できません。

☎ ご不明な点は、「J K K 東京お客さまセンター」にお問い合わせください

J K K 東京お客さまセンター

TEL. 0570-03-0031

受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）

上記の番号（ナビダイヤル）がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービス分をご利用の方は、03-6279-2962におかけください

※月曜および休日の翌日午前9時～10時までは電話が大変込み合いますので、お急ぎでないお客様は他の時間帯をご利用ください

